令和４年度　沖縄地方最低賃金審議会

第１回　沖縄県新聞業最低賃金専門部会

日　　時　令和４年８月 31 日（水）14：00～
場　　所　那覇第二地方合同庁舎一号館
　　共用大会議室（２階）

委員紹介
沖縄労働局長挨拶

議　事　次　第

1　沖縄県新聞業最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出
2　沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程について
3　沖縄県新聞業最低賃金専門部会の審議日程について
4　最低賃金基礎調査結果報告について
5　その他

令和４年度　沖縄地方最低賃金審議会

第１回　沖縄県新聞業最低賃金専門部会

資　　料　　目　　次

１　令和４年度沖縄地方最低賃金審議会　１P
　沖縄県新聞業最低賃金専門部会委員名簿

２　沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について（諮問）（写）　２P

３　沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程（案）　３P～４P

４　関係法令（最低賃金法等）抜粋　５P～６P

５　沖縄県新聞業最低賃金専門部会審議日程計画（案）　７P～11P

６　令和４年度答申日別最短効力発生予定日一覧表　12P～15P

７　沖縄県新聞業最低賃金決定状況の推移（平成 23 年度～令和３年度）　16P

８　最低賃金に関する基礎調査結果　17P～25P

資料１

令和４年度沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県新聞業最低賃金専門部会委員 名簿

	氏　　名	現　　職
公益代表委員	岩橋　培樹（いわはし　ろき）	琉球大学国際地域創造学部教授
	上江洲　純子（うえず　じゅんこ）	沖縄国際大学法学部教授
	西村　オリエ（にしむら）	弁　護　士
労働者代表委員	大城　陽（おおしろ　ようう）	琉球新報労働組合書記次長
	垣花　尚（かきはな　ひさし）	宮古毎日新聞労働組合副委員長
	真栄里　泰球（まえざと　たいきゅう）	沖縄タイムス労働組合　書記長
使用者代表委員	嘉手川　力（かでかわ　ちから）	㈱沖縄建設新聞　専務取締役
	久保　智将（くぼ　ともゆき）	㈱宮古毎日新聞社　執行役員総務部長
	玉那覇　紀宏（たまなは　のりひろ）	沖縄県経営者協会　総務部長兼企画調査部長
備考	※　発令年月日　令和４年８月３１日 ※　任期満了日　沖縄県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間 ※　委員の配列は各側五十音順となっています	

資料２

写

沖労発基 0805 第２号
令 和 ４ 年 ８ 月 ５ 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長　島袋　秀勝　殿

沖縄労働局長
西 川　昌 登

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 15 条第２項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

１　沖縄県新聞業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示６号）

資料３

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第１条　沖縄地方最低賃金審議会沖縄県新聞業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構　成）

第２条　専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各３人の計９人とする。

（会議の招集）

第３条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

２　前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の７日前までに、部会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも５日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(実地調査並びに参考人意見聴取)

第４条　部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことが出来る。

（委員の欠席等）

第５条　委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第５条第２項及び第３項(第６条第６項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第６条　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第７条　会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換

若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第８条　会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員２人が署名するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報　告）

第９条　部会長は、会議において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは審議経過を取りまとめ、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

（専門部会の廃止）

第 10 条　専門部会は、沖縄県新聞業最低賃金についての全ての審議が終了し、沖縄地方最低賃金審議会の決議をもって、これを廃止する。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附　則　この規程は令和４年〇月〇日から施行する。

資料４

最　低　賃　金　法　（抜粋）

（特定最低賃金の決定）

第 15 条　労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

２　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認められるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定することができる。

第 16 条　前条第２項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るのもでなければならない。

第 17 条　第 15 条第１項及び第２項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適当となったと認められるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

（会長）

第 24 条　最低賃金審議会に会長を置く。

２　会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめ第２項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会）

第 25 条　最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

２　最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

３　専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

５　最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

（政令への委任）

第 26 条　この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

最 低 賃 金 審 議 会 令　（抜粋）

（組織）

第２条　中央最低賃金審議会の委員の数は、18 人とする。

２　地方最低賃金審議会の委員の数は、15 人とする。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の３分の２以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各３分の１以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第６条　最低賃金法第 25 条第１項又は第３項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、９人以内とする。

４　第３条の規定は、最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

５　審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※　沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第６条第５項を適用する。 但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）総会を開催し議決する。 なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

（雑則）

第８条　この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最　低　賃　金　法　施　行　規　則　（抜粋）

（関係労働者及び関係使用者の意見）

第 11 条第１項　都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第 25 条第５項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

令和４年度　沖縄地方最低賃金審議会 特定(産業別)最低賃金審議計画(案)

資料５

No.１

番号	月　日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回 数	(公 益 調 整)	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	
1	７．４ （大会議室）	月	１回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出　○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置　○令6条第5項適用 ○運営小委員会の設置　○年間審議日程計画					
	７．4(月) ～７．19(火)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/4～7/19)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/4～7/19)		庁舎掲示板/HPに掲示
2	７．21 （中会議室）	木						１回 15:00	○(地域別)部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	７．25 ～７．27 （事業場）	月～水						２回	○(地域別) 事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し３業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名
4	７．29 （大会議室）	金	２回 14:00		○中賃目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告 ○特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	１回 15:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の必要性に係る検討	３回 16:00	○実地視察結果 ○参考人意見聴取（労使各１名程度予定）	
5	８．１ （大会議室）	月						４回 15:00	○(地域別) 額提示、調整	
6	８．３ （大会議室）	水						５回 15:00	○(地域別) 額調整、(結審)	
	８．3(水) ～８．18(木)							地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)		庁舎掲示板/HPに掲示
7	８．５ （大会議室）	金	16:00	○特定(産別)最賃専門部会役割分担、運営について	○地賃専門部会報告（全会一致でなかった場合；採決） ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について運小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問（必要ありの場合）	２回 14:00	○関係人意見聴取（概要書） ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてとりまとめ	６回 15:00	○(地域別)額調整予備(結審)	
	８．5(金) ～８．22(月)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（採決の場合） 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/5～8/22)					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示(8/5～8/22)		庁舎掲示板/HPに掲示
8	4.8.19 （大会議室）	金	４回 9:30		異議審（8/3答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
	4.8.23 （中会議室）	火			異議審（8/5答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					

番号	月　日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回 数	（公 益 調 整）	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	
9	4.8.31 （大会議室）	水						1回 14:00	（産業別合同部会） ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告　○審議会部会日程調整 （産業別資料説明） ◇新聞業　◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業	
10	9．7 （大会議室）	水						2回 14:00	（産業別）　○額の提示 ◇新聞業(14:00～) ◇自動車(新車)小売業（15:30～）	
11	9．8 （大会議室）	水						2回 14:00	（産業別）　○額の提示 ◇各種商品小売業(14:00～) ◇糖類製造業（15:30～）	
12	9．13 （中会議室）	火						3回 15:00	（産業別）　○額の調整　（結審） ◇新聞業	
	9．13(火) ～28(水)							特定最賃（新聞）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示　（令6条第5項適用）		庁舎掲示板/HPに掲示
13	9．15 （大会議室）	木						3回 15:00	（産業別）　○額の調整　（結審） ◇自動車(新車)小売業	
	9．15(木) ～9．30(金)							特定最賃（自動車）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示　（令6条第5項適用）		庁舎掲示板/HPに掲示
14	9．16 （大会議室）	金						3回 15:00	（産業別）　○額の調整　（結審） ◇各種小売業	
	9．16(金) ～10．3(月)							特定最賃（各種商品）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示　（令6条第5項適用）		庁舎掲示板/HPに掲示
15	9．20 （大会議室）	火						3回 15:00	（産業別）　○額の調整　（結審） ◇糖類製造業	
	9．20(火) ～10．5(水)							特定最賃（糖類）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示　（令6条第5項適用）		庁舎掲示板/HPに掲示
16	9．21、22 （大会議室）	水 木						4回 15:00	（産業別）○額の調整（結審：予備日）	
17	9．28 （大会議室）	水	15:00		○（産業別）額調整、（採決：予備日） ※専門部会で結審に至らなかった場合					
	9．28(水) ～10．13(木)							特定最賃（各業種）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示		庁舎掲示板/HPに掲示
18	10．6 （大会議室）	木	15:00		異議審（新聞業、自動車（新車）、各種商品小売業、糖類製造業）（予定） 異議申出内容にかかる審議（9/13（新聞）、9/15（自動車）、9/16（各種商品）、9/20（糖類）結審の場合）					
19	10．7 （大会議室）	金	15:00		異議審（新聞業、自動車（新車）、各種商品小売業、糖類製造業）（予備日） 異議申出内容にかかる審議（9/13（新聞）、9/15（自動車）、9/16（各種商品）、9/20（糖類）結審の場合）					
20	10．14 （中会議室）	金	15:00		異議審（各業種）（予定） 異議申出内容にかかる審議（9/28（各業種）結審の場合）					

No.３

番号	月　日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回 数	（公 益 調 整）	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	
21	５．３．１０ （大会議室）	金	５回 16:00		○令和４年度の審議会総括について ○令和５年度産業別最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他					

令和4年度沖縄地方最低賃金審議 特定(産業別)最低賃金会審議日程(案)

資料5

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
審議会開催日程																														
開催時間																														
公示期間																第1回本審開催公示(30日まで)														

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
審議会開催日程				第1回本審																	第1回専門部会	予備日			第2回 専門部会（事業場視察）実施予定期				・第2回本審 ・第1回運営小委員会 ・第3回専門部会	予備日	
開催時間				15:00																	15:00	15:00							14:00～ 15:00～ 16:00～		
公示期間				地賃改正諮問意見聴取公示(19日まで) 専門部会委員推薦公示(19日まで)									第2回本審開催公示(27日まで)							第3回本審開催公示(8月3日まで)												

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
審議会開催日程	第4回専門部会		第5回専門部会		・第2回運営小委員会 ・第6回専門部会 ・第3回本審	予備日			予備日・第7回専門部会 ・第4回本審			予備日・第8回専門部会 ・第4回本審							第4回本審（異議審） （8月3日答申の場合）				第4回本審（異議審） （8月5日答申の場合）		第4回本審（異議審）（予備）（8月9日答申の場合）					第4回本審（異議審）（予備）（8月12日答申の場合）	特定最賃第1回産業別専門部会（合同部会）
開催時間	15:00		15:00		14:00～ 15:00～ 16:00～				14:00～ 16:00～			14:00～ 16:00～							9:30				9:30		9:30					9:30	14:00
公示期間	第3回本審開催公示				地賃改正答申意見聴取(異議申立)公示(18日まで)	地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(22日まで) 特賃改正諮問意見聴取公示　及び　専門部会委員推薦公示(22日まで)			地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(24日まで)			地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(29日まで)																				

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
審議会開催日程	特定最賃第1回産業別専門部会予備日(合同部会)						特定最賃第2回産業別専門部会①②	特定最賃第2回産業別専門部会③④	（予備日）①②			（予備日）③④	特定最賃第3回産業別専門部会①		特定最賃第3回産業別専門部会②	特定最賃第3回産業別専門部会③				特定最賃第3回産業別専門部会④	特定第4回特定最賃専門部会①②（予備日）	特定第4回特定最賃専門部会③④（予備日）						第5回本審※採決の場合	第5回本審（予備日）	第5回本審（予備日）
開催時間	14:00						①14:00 ②15:30	③14:00 ④15:30	①14:00 ②15:30			③14:00 ④15:30	15:00		15:00	15:00				15:00	①14:00 ②15:30	③14:00 ④15:30						15:00	15:00	15:00
公示期間									特賃改正答申意見聴取公示(28日まで) 特賃改正答申意見聴取公示(30日まで) 特賃改正答申意見聴取公示(10/3まで) 特賃改正答申意見聴取公示(10/5まで)																特賃改正答申意見聴取公示(10/13ま					

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜　日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程						異議審 ①②③④	異議審 （予備日） ①②③④							異議審 （9/28本審採決の場合）			異議審 （9/29本審採決の場合；予備日）	異議審 （9/30本審採決の場合；予備日）												
開 催 時 間						9:30	9:30							9:30			9:30	9:30													
公 示 期 間																															

特賃改正答申意見聴取公示（9/28～10/13まで）

令和5年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜　日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
審議会開催日程										第6回 本審																					
開 催 時 間										16:00																					
公 示 期 間																															

第6回本審開催公示（2/21～3/8まで）

【答申別最短発効予定（地域最賃）

答申公示日		異議申出締切日		異議審am		官報公示予定日		発効予定日	
8月3日	水	8月18日	木	8月19日	金	8月30日	火	9月29日	木
8月4日	木	8月19日	金	8月22日	月	8月31日	水	9月30日	金
8月5日	金	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木	10月1日	土
8月6日	土	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木	10月1日	土
8月7日	日	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木	10月1日	土
8月8日	月	8月23日	火	8月24日	水	9月2日	金	10月2日	金
8月9日	火	8月24日	水	8月25日	木	9月5日	月	10月5日	水
8月10日	水	8月25日	木	8月26日	金	9月6日	火	10月6日	木
8月11日	木	8月26日	金	8月29日	月	9月7日	水	10月7日	金
8月12日	金	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木	10月8日	土
8月13日	土	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木	10月8日	土
8月14日	日	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木	10月8日	土
8月15日	月	8月30日	火	8月31日	水	9月9日	金	10月9日	日
8月16日	火	8月31日	水	9月1日	木	9月12日	月	10月12日	水

（特賃）

答申公示日		異議申出締切日		異議審am		官報公示予定日		発効予定日	
9月13日	火	9月28日	水	9月29日	木	10月13日	木	11月12日	土
9月14日	水	9月29日	木	9月30日	金	10月14日	金	11月13日	日
9月15日	木	9月30日	金	10月3日	月	10月17日	月	11月16日	水
9月16日	金	10月3日	月	10月4日	火	10月18日	火	11月17日	木
9月17日	土	10月3日	月	10月4日	火	10月18日	火	11月17日	木
9月18日	日	10月3日	月	10月4日	火	10月18日	火	11月17日	木
9月19日	月	10月4日	火	10月5日	水	10月19日	水	11月18日	金
9月20日	火	10月5日	水	10月6日	木	10月20日	木	11月19日	土
9月21日	水	10月6日	木	10月7日	金	10月21日	金	11月20日	日
9月22日	木	10月7日	金	10月11日	火	10月24日	月	11月23日	水
9月23日	金	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火	11月24日	木
9月24日	土	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火	11月24日	木
9月25日	日	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火	11月24日	木
9月26日	月	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火	11月24日	木
9月27日	火	10月12日	水	10月13日	木	10月26日	水	11月25日	金
9月28日	水	10月13日	木	10月14日	金	10月27日	木	11月26日	土
9月29日	木	10月14日	金	10月17日	月	10月28日	金	11月27日	日
9月30日	金	10月17日	月	10月18日	火	10月31日	月	11月30日	水

資料6

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月３日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	10営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月1日（木）		9月16日（金）		10月4日（火）		11月3日（木）
9月2日（金）		9月20日（火）		10月5日（水）		11月4日（金）
9月3日（土）		9月20日（火）		10月5日（水）		11月4日（金）
9月4日（日）		9月20日（火）		10月5日（水）		11月4日（金）
9月5日（月）		9月20日（火）		10月5日（水）		11月4日（金）
9月6日（火）		9月21日（水）		10月6日（木）		11月5日（土）
9月7日（水）		9月22日（木）		10月7日（金）		11月6日（日）
9月8日（木）		9月26日（月）		10月11日（火）		11月10日（木）
9月9日（金）		9月26日（月）		10月11日（火）		11月10日（木）
9月10日（土）		9月26日（月）		10月11日（火）		11月10日（木）
9月11日（日）		9月26日（月）		10月11日（火）		11月10日（木）
9月12日（月）		9月27日（火）		10月12日（水）		11月11日（金）
9月13日（火）		9月28日（水）		10月13日（木）		11月12日（土）
9月14日（水）		9月29日（木）		10月14日（金）		11月13日（日）
9月15日（木）		9月30日（金）		10月17日（月）		11月16日（水）
9月16日（金）		10月3日（月）		10月18日（火）		11月17日（木）
9月17日（土）		10月3日（月）		10月18日（火）		11月17日（木）
9月18日（日）		10月3日（月）		10月18日（火）		11月17日（木）
9月19日（月）		10月4日（火）		10月19日（水）		11月18日（金）
9月20日（火）		10月5日（水）		10月20日（木）		11月19日（土）
9月21日（水）		10月6日（木）		10月21日（金）		11月20日（日）
9月22日（木）		10月7日（金）		10月24日（月）		11月23日（水）
9月23日（金）		10月11日（火）		10月25日（火）		11月24日（木）
9月24日（土）		10月11日（火）		10月25日（火）		11月24日（木）
9月25日（日）		10月11日（火）		10月25日（火）		11月24日（木）
9月26日（月）		10月11日（火）		10月25日（火）		11月24日（木）
9月27日（火）		10月12日（水）		10月26日（水）		11月25日（金）
9月28日（水）		10月13日（木）		10月27日（木）		11月26日（土）
9月29日（木）		10月14日（金）		10月28日（金）		11月27日（日）
9月30日（金）		10月17日（月）		10月31日（月）		11月30日（水）
10月1日（土）		10月17日（月）		10月31日（月）		11月30日（水）
10月2日（日）		10月17日（月）		10月31日（月）		11月30日（水）
10月3日（月）		10月18日（火）		11月1日（火）		12月1日（木）
10月4日（火）		10月19日（水）		11月2日（水）		12月2日（金）
10月5日（水）		10月20日（木）		11月4日（金）		12月4日（日）
10月6日（木）		10月21日（金）		11月7日（月）		12月7日（水）
10月7日（金）		10月24日（月）		11月8日（火）		12月8日（木）
10月8日（土）		10月24日（月）		11月8日（火）		12月8日（木）

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月３日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月9日（日）		10月24日（月）		11月8日（火）		**12月8日（木）**
10月10日（月）		10月25日（火）		11月9日（水）		**12月9日（金）**
10月11日（火）		10月26日（水）		11月10日（木）		**12月10日（土）**
10月12日（水）		10月27日（木）		11月11日（金）		**12月11日（日）**
10月13日（木）		10月28日（金）		11月14日（月）		**12月14日（水）**
10月14日（金）		10月31日（月）		11月15日（火）		**12月15日（木）**

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月３日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月15日（土）		10月31日（月）		11月15日（火）		**12月15日（木）**
10月16日（日）		10月31日（月）		11月15日（火）		**12月15日（木）**
10月17日（月）		11月1日（火）		11月16日（水）		**12月16日（金）**
10月18日（火）		11月2日（水）		11月17日（木）		**12月17日（土）**
10月19日（水）		11月4日（金）		11月18日（金）		**12月18日（日）**
10月20日（木）		11月4日（金）		11月18日（金）		**12月18日（日）**
10月21日（金）		11月7日（月）		11月21日（月）		**12月21日（水）**
10月22日（土）		11月7日（月）		11月21日（月）		**12月21日（水）**
10月23日（日）		11月7日（月）		11月21日（月）		**12月21日（水）**
10月24日（月）		11月8日（火）		11月22日（火）		**12月22日（木）**
10月25日（火）		11月9日（水）		11月24日（木）		**12月24日（土）**
10月26日（水）		11月10日（木）		11月25日（金）		**12月25日（日）**
10月27日（木）		11月11日（金）		11月28日（月）		**12月28日（水）**
10月28日（金）		11月14日（月）		11月29日（火）		**12月29日（木）**
10月29日（土）		11月14日（月）		11月29日（火）		**12月29日（木）**
10月30日（日）		11月14日（月）		11月29日（火）		**12月29日（木）**
10月31日（月）		11月15日（火）		11月30日（水）		**12月30日（金）**
11月1日（火）		11月16日（水）		12月1日（木）		**12月31日（土）**
11月2日（水）		11月17日（木）		12月2日（金）		**1月1日（日）**
11月3日（木）		11月18日（金）		12月5日（月）		**1月4日（水）**
11月4日（金）		11月21日（月）		12月6日（火）		**1月5日（木）**
11月5日（土）		11月21日（月）		12月6日（火）		**1月5日（木）**
11月6日（日）		11月21日（月）		12月6日（火）		**1月5日（木）**
11月7日（月）		11月22日（火）		12月7日（水）		**1月6日（金）**
11月8日（火）		11月24日（木）		12月8日（木）		**1月7日（土）**
11月9日（水）		11月24日（木）		12月8日（木）		**1月7日（土）**
11月10日（木）		11月25日（金）		12月9日（金）		**1月8日（日）**
11月11日（金）		11月28日（月）		12月12日（月）		**1月11日（水）**
11月12日（土）		11月28日（月）		12月12日（月）		**1月11日（水）**
11月13日（日）		11月28日（月）		12月12日（月）		**1月11日（水）**
11月14日（月）		11月29日（火）		12月13日（火）		**1月12日（木）**
11月15日（火）		11月30日（水）		12月14日（水）		**1月13日（金）**
11月16日（水）		12月1日（木）		12月15日（木）		**1月14日（土）**
11月17日（木）		12月2日（金）		12月16日（金）		**1月15日（日）**
11月18日（金）		12月5日（月）		12月19日（月）		**1月18日（水）**
11月19日（土）		12月5日（月）		12月19日（月）		**1月18日（水）**
11月20日（日）		12月5日（月）		12月19日（月）		**1月18日（水）**
11月21日（月）		12月6日（火）		12月20日（火）		**1月19日（木）**
11月22日（火）		12月7日（水）		12月21日（水）		**1月20日（金）**
11月23日（水）		12月8日（木）		12月22日（木）		**1月21日（土）**
11月24日（木）		12月9日（金）		12月23日（金）		**1月22日（日）**

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月３日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

11月25日（金）		12月12日（月）		12月26日（月）		**1月25日（水）**
11月26日（土）		12月12日（月）		12月26日（月）		**1月25日（水）**
11月27日（日）		12月12日（月）		12月26日（月）		**1月25日（水）**
11月28日（月）		12月13日（火）		12月27日（火）		**1月26日（木）**
11月29日（火）		12月14日（水）		12月28日（水）		**1月27日（金）**

沖縄県新聞業最低賃金決定状況一覧表

非公開

資料7

改定年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
改正の諮問	23.9.12	24.8.28	25.8.28	26.8.26	27.8.6	28.8.4	29.8.4	30.8.7	1.8.6		3.8.6
審議会の開催日											
専門部会の開催日	9.29 10.5 10.2	9.14 9.25 10.3	9.13 9.19 9.30	9.11 9.18 9.26	9.9 9.18 9.29	8.22 8.29 9.6	8.30 9.7 9.14	8.30 9.6 9.13	8.30 9.10 9.17		8.31 9.7 9.14
答申日	10.2	10.3	9.30	9.26	9.29	9.6	9.14	9.13	9.17		9.14
採決状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
発効日	23.12.18	24.12.1	25.11.28	26.11.27	27.11.27	28.11.5	29.11.15	30.11.15	1.11.16		3.11.12
最低賃金額 日額（円）											
最低賃金額 引上げ 額（円）											
最低賃金額 引上げ 率（%）											
最低賃金額 地域最賃100に対する指数											
最低賃金額 時間額（円）	744	759	768	775	783	795	808	823	835	835	853
最低賃金額 引上げ 額（円）	7	15	9	7	8	12	13	15	12		18
最低賃金額 引上げ 率（%）	0.95%	2.02%	1.19%	0.91%	1.03%	1.53%	1.64%	1.86%	1.46%		2.16%
最低賃金額 影響率（%）	0.0	0.0	2.81	4.89	2.53	3.80	1.60	0.9	1.1		0.7
最低賃金額 地域最賃100に対する指数	115.35	116.23	115.66	114.48	112.99	111.34	109.63	108.01	105.7		104.02

○は全会一致　　●は使用者側反対　　▲は労働者側反対

資料8

令和4年度特定（産業別）最低賃金未満率・影響率

令和4年度最低賃金基礎調査結果より

設定業種	令和4年度現行時間額		備考(R3年度影響率820円） ※1　新聞業は853円
	令和3年度決定額	未満率(令和4年度)	
新聞業	853円	0.0%	0.7%
糖類製造業	－	－	－
各種商品小売業	－	－	－
自動車（新車）小売業	－	－	－
（畜産食料品製造業）	－	－	－
（清涼飲料、酒類製造業）	－	－	－

※1　新聞業　　853円(R3/11/12改定）

資料8

04年

総括表（１）

新聞業

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別		
		１～９人	１０～２９人	３０人以上
計	539			539
円 - 809				
810 - 810				
811 - 811				
812 - 812				
813 - 813				
814 - 814				
815 - 815				
816 - 816				
817 - 817				
818 - 818				
819 - 819				
820 - 820				
821 - 821				
822 - 822				
823 - 823				
824 - 824				
825 - 825				
826 - 826				
827 - 827				
828 - 828				

829 - 829				
830 - 830				
831 - 831				
832 - 832				
833 - 833				
834 - 834				
835 - 835				
836 - 836				
837 - 837				
838 - 838				
839 839				
840 840				
841 841				
842 842				
843 843				
844 844				
845 845				
846 846				
847 847				
848 848				
849 849				
850 850				
851 851				

852	852				
853	853				
854	854				
855	855				
856	856				
857	857				
858	858				
859	859				
860	860				
861	861				
862	862				
863	863				
864	864				
865	865				
866	866				
867	867				
868	868				
869	869				
870	870				
871	879				
880	889				
890	899				
900	909				

910	919				
920	929				
930	939				
940	949				
950	959	1 (0.3)			1 (0.3)
960	969	1 (0.3)			1 (0.3)
970	979	12 (2.3)			12 (2.3)
980	989	14 (2.5)			14 (2.5)
990	999	14 (2.5)			14 (2.5)
1000	1099	35 (6.6)			35 (6.6)
1100	1199	72 (13.4)			72 (13.4)
1200	1299	89 (16.5)			89 (16.5)
1300	1399	119 (22.0)			119 (22.0)
1400	1499	147 (27.3)			147 (27.3)
1500		539 (100.0)			539 (100.0)
月平均賃金額		307,095			307,095
時間当平均賃金額		2,025			2,025
月一人当たり労働時間数		152			152
第１・２０分位数		1,080			1,080
第１・１０分位数		1,137			1,137
第１・４分位数		1,442			1,442
中位数		1,995			1,995
四分位偏差係数		0.2697			0.2697

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

04年　　総括表（２）　　産業：新聞業　　就業形態：（全て）　　産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	男							女						
		男性計	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上	女性計	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	539	426			357	51	18		113			105	7	1	
円 - 809															
810 - 810															
811 - 811															
812 - 812															
813 - 813															
814 - 814															
815 - 815															
816 - 816															
817 - 817															
818 - 818															
819 - 819															
820 - 820															
821 - 821															
822 - 822															
823 - 823															
824 - 824															
825 - 825															
826 - 826															
827 - 827															
828 - 828															
829 - 829															
830 - 830															
831 - 831															
832 - 832															
833 - 833															
834 - 834															

835 - 835															
836 - 836															
837 - 837															
838 - 838															
839 839															
840 840															
841 841															
842 842															
843 843															
844 844															
845 845															
846 846															
847 847															
848 848															
849 849															
850 850															
851 851															
852 852															
853 853															
854 854															
855 855															
856 856															
857 857															
858 858															
859 859															
860 860															
861 861															
862 862															
863 863															

864	864															
865	865															
866	866															
867	867															
868	868															
869	869															
870	870															
871	879															
880	889															
890	899															
900	909															
910	919															
920	929															
930	939															
940	949															
950	959	1 (0.3)	1 (0.3)			1 (0.4)										
960	969	1 (0.3)	1 (0.3)			1 (0.4)										
970	979	12 (2.3)	12 (2.9)			7 (1.9)		5 (30.7)								
980	989	14 (2.5)	12 (2.9)			7 (1.9)		5 (30.7)		1 (1.2)			1 (1.3)			
990	999	14 (2.5)	12 (2.9)			7 (1.9)		5 (30.7)		1 (1.2)			1 (1.3)			
1,000	1,099	35 (6.6)	14 (3.2)			8 (2.3)		5 (30.7)		22 (19.3)			22 (20.8)			
1,100	1,199	72 (13.4)	36 (8.3)			30 (8.4)		5 (30.7)		37 (32.7)			35 (33.9)		1 (100.0)	
1,200	1,299	89 (16.5)	51 (11.9)			40 (11.1)		11 (61.5)		38 (33.9)			37 (35.2)			
1,300	1,399	119 (22.0)	80 (18.9)			64 (18.0)	5 (10.5)	11 (61.5)		38 (33.9)			37 (35.2)			
1,400	1,499	147 (27.3)	95 (22.4)			76 (21.4)	8 (15.9)	11 (61.5)		52 (45.9)			45 (43.0)	5 (79.7)		
1,500		539 (100.0)	426 (100.0)			357 (100.0)	51 (100.0)	18 (100.0)		113 (100.0)			105 (100.0)	7 (100.0)		
月平均賃金額		307,095	319,147			308,313	427,752	221,217		261,549			262,015	279,050	139,920	
時間当平均賃金額		2,025	2,105			2,029	2,861	1,432		1,726			1,731	1,756	1,166	
月一人当たり労働時間数		152	152			153	150	154		152			152	157	120	
第１・２０分位数		1,080	1,127			1,127	1,364	974		1,080			1,080	1,434	1,166	
第１・１０分位数		1,137	1,228			1,225	1,364	974		1,080			1,080	1,434	1,166	
第１・４分位数		1,442	1,566			1,566	2,686	974		1,137			1,125	1,434	1,166	
中位数		1,995	2,053			2,052	3,072	1,298		1,659			1,664	1,434	1,166	
四分位偏差係数		0.2697	0.2540			0.2131	0.1035	0.3914		0.3716			0.3742	0.0003	0.0003	

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比